省　　令

○総務省令第五号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十八条、第二十九条及び第三十八条の規定に基づき、無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年一月三十日

総務大臣　新藤　義孝

無線設備規則の一部を改正する省令

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第十二項中「又は五四・二五GHzを超え五七GHz以下」を「、五四・二五GHzを超え五七GHz以下又は一一六GHzを超え一三四GHz以下」に改める。

第三十七条の二十七の二十一第二項第一号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　一、二四〇MHzを超え一、三〇〇MHz以下又は二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備であって、複数の空中線から同一の周波数の電波を送信するものの空中線電力は、各空中線端子における値の総和とする。

第三十七条の二十七の二十一第二項に次の一号を加える。

四　A七W電波又はG七W電波一一六GHzを超え一三四GHz以下の周波数の電波を使用するもの

イ　通信方式は、単向通信方式であること。

ロ　変調方式は、ASK変調、二相位相変調又は四相位相変調であること。

ハ　空中線電力は、一ワット以下であること。

ニ　送信又は受信する電波の偏波は、水平偏波、垂直偏波又は円偏波であること。

別表第一号の表九の項周波数帯の欄中「81GHz」を「134GHz」に改め、同表注31(7)アに次のように加える。

(ｶ)　A7W電波又はG7W電波116GHzを超え134GHz以下の周波数の電波を使用するもの　200（10^{-6}）

別表第二号第10の1(3)ア及びイ中「であつて、」の次に「各空中線端子における」を加え、同1に次のように加える。

(4)　A7W電波又はG7W電波116GHzを超え134GHz以下の周波数の電波を使用する移動業務の無線局の無線設備　17.5GHz

別表第三号57中「56まで」を「58まで」に改め、同57を同表59とし、同表56の次に次のように加える。

57	1,240MHzを超え1,300MHz以下又は2,330MHzを超え2,370MHz以下の周波数の電波を使用する番組素材中継を行う移動業務の無線局のうち、複数の空中線から同一の周波数の電波を送信するものの送信設備については、2(1)に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。		
	空中線電力	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
	10Wを超えるもの	100mW以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より50dB低い値	50μW以下又は基本周波数の搬送波電力より70dB低い値
	10W以下	100μW以下	50μW以下

注　スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、各空中線端子における電力の値の総和とする。

58	116GHzを超え134GHz以下の周波数の電波を使用する番組素材中継を行う移動業務の無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2(1)に規定する値にかかわらず、帯域外領域において任意の1MHzの帯域幅における尖頭電力が100μW以下である値とし、スプリアス領域において任意の1MHzの帯域幅における尖頭電力が50μW以下である値とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。